

# 平成28年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第110号

平成28年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月24日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成28年12月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 平成28年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月5日（月曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 合 田 正 夫	4番 三 好 郁 雄
5番 白 川 正 樹	6番 関 洋 三
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 田 岡 秀 俊	

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

4番 三 好 郁 雄                      5番 白 川 正 樹

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進              議会事務局課長補佐 多 田 浩 章

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫              総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

6番、関洋三議員の発言を許可いたします。

**○関洋三議員** ありがとうございます。申し上げます。

9月議会最終日に、飲酒運転で検挙された白川年男議員に対し、私たちは議員辞職勧告決議案を提出いたしました。採決の結果、議場を退席した3名を除いて全議員の賛成を得て、白川年男議員辞職勧告決議案は採択されました。

当時、白川年男議員は欠席でしたが、白川年男議員辞職勧告決議は今現在も有効です。今ここに、議員辞職勧告決議を受けた白川年男議員が議場に在籍するのは極めて不自然です。多くの住民は不信感を抱いておられることと思います。白川年男議員が議員辞職勧告決議を物ともしない態度をとるのであれば、この場で正確に弁明すべきです。このことは議会運営上必要不可欠です。議員辞職勧告決議に対する当事者の弁明を強く求めます。以上です。

**○田岡秀俊議長** 1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 本会議の論議にふさわしくないかと存じます。我々は辞職勧告決議案という持てる限り最高の権限を行使しております。よって、本会議で論議することに反対いたします。我々は町民に対する施策を論議すべきであって、議案審議に時間を費やしたい。議会としての対応は既に完了しておる。当人の対応については、皆さん、御不満もあろうかと思えます。私も反省した明らかな誰にも見える対応をすべきかと思えます。

〔「どっちや、はっきり。」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 竹林議員、論議するあれはありませんので。

ただいまの関議員の発言を受けまして、白川年男議員、何かありましたら。ないですか。

〔「あるんやったら、言えよ」と呼ぶ者あり〕

〔「あるはずやろ、何もなにか」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 7番、白川年男君。

**○白川年男議員** 一言、申し上げておきます。

先般、議長宛てにも文書で報告いたしました。その文書を、再度、報告しておきます。  
このたび、交通違反につきましては、既に我が国の交通法規にのっとり、全て私としては終了しております。

また、本町議会におきましては、議員辞職勧告という、そして議会広報にもその旨、詳しく町民に報告されました。私として、地域の人たちと十分相談して、これ以上、このことについて御報告申し上げることはございません。このことは、御承知のとおり、我が国の憲法第38条におきましても認められている国民の権利でもあります。

なお、このたびの私の違反事項につきましては深く反省し、今後、より以上の地域住民の福祉向上に全力を傾注してまいりたいと存じております。そういうことで、よろしくお願ひしたらと思います。以上です。

〔「認められません」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** この件につきましては、以上で終了いたします。

改めまして、招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第4回12月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

先般、日本最大級のため池、満濃池が世界かんがい施設遺産に登録されることが決まり、今月、12月14日には農林水産省本省で伝達式が行われ、私も地元町長として参加の依頼を受けております。皆さん方とともに喜びたいなと思っております。

クリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしいきょうこのごろでございますが、1年のたつのは早いもので、ことしもあと一月足らずとなりました。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案18件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

**○青野議会事務局長** それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案18件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成28年8月29日、平成28年中讃広域行政事務組合議会8月定例会が開催され、認定第1号 平成27年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてほか4件の審議がされております。

平成28年9月30日、平成28年第2回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、認定第1号 平成27年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についての審議





日程第12 議案第5号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 議会運営委員会付託

日程第13 議案第6号 まんのう町道路線の認定について 建設経済常任委員会付託

日程第14 議案第7号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第15 議案第8号 まんのう町道路線の廃止について 建設経済常任委員会付託

日程第16 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事） 即決でお願いします。

日程第17 議案第10号 和解及び損害賠償の額の決定について 即決でお願いします。

日程第18 議案第11号 下富家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について 即決でお願いします。

日程第19 議案第12号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について 即決でお願いします。

日程第20 議案第13号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について 即決でお願いします。

日程第21 議案第14号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について 即決でお願いします。

日程第22 議案第15号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号 総務常任委員会付託

日程第23 議案第16号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会付託

日程第24 議案第17号 平成28年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号 即決でお願いします。

日程第25 議案第18号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号 即決でお願いします。

なお、一般質問については、12月6日、7日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前11時10分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。以上であります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

**○田岡秀俊議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、三好郁雄

君、5番、白川正樹君を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

### 日程第4 町政報告

○田岡秀俊議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、9月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず最初に、世界に目を向ければ、世紀の大逆転とも言えるアメリカ合衆国次期大統領選挙で、大方の予想に反してドナルド・トランプ氏が次期大統領に当選をいたしました。イギリスのEU離脱に次ぐ大きな衝撃を全世界に与えました。これに伴い為替や株式市場にも大きな変動があり、日本経済が、単独ではなく、世界の影響を如実に反映する恐ろしさを知らしめることになったものです。引き続き、アメリカ新政権の動きに目が離せないものとなっております。

次に、日本に目を転ずれば、東京都の小池新知事による豊洲市場問題、東京オリンピックの会場や費用の問題が新聞紙上をにぎわしております。

本町におきましての一番大きな出来事は、10月30日にまんのう町民ホールにて、多くの来賓や関係者320人余が出席いただき、挙行されましたまんのう町合併10周年記念式典でしょう。当日はオープニングとして、式典に先立ち、讃岐まんのう太鼓保存会による太鼓演奏が3曲演奏され、その後、まんのう町10周年の歩みの記念映像の上映、続いて、まんのう町観光大使のオペラ歌手、大西貴浩さんが自身で作詞された「我がふるさとまんのう」が披露されました。ふるさとへの熱い思いがしみじみと伝わる歌声に、会場の全ての人が引き込まれたものです。

引き続き、式典本番を迎え、開式の辞、国歌斉唱、私の式辞、田岡町議会議長さんの挨拶、これに続き、町勢発展に御尽力いただいた各分野、地方自治振興4名、交通安全活動2名、防災活動6名、社会福祉振興7名、産業経済振興2名、教育文化振興4名の計25名の方々を表彰させていただきました。また、地域振興に功績のあった5名の方に感謝状の贈呈を行いました。

その後、浜田恵造香川県知事さんを初め、地元選出の衆参国會議員、県議会黒島議長さ

んに祝辞を賜り、引き続き、町内各小学校、中学校の代表の子供たち7名からまんのう町に対する未来へのメッセージの発表があり、子供たちの将来への夢や、これからのまんのう町のあるべき姿など、希望に満ちたメッセージをいただきました。

そして、元気まんまん まんのう町「誰もが住みよい・住み続けたいまちをめざして」との横断幕を7名の子供たちがかざして、まんのう町の未来像を掲げていただきました。

その後、合併10周年を記念して、新たに選定されたイメージキャラクター「まんテンちゃん」、これは全国から応募いただいた119点の作品から、厳正な選考の結果、まんのう町在住の吉田伊津子さんのデザインした「まんテンちゃん」が選ばれ、今回が初のお披露目となりました。

まんテンちゃんは、まんのう町のヒマワリ畑から生まれた「元気まんまん」妖精、ヒマワリの花の帽子に葉っぱのような羽、ヒマワリの種模様のでかパンをはき、満濃池の主にもらった龍のポシエットを下げたスタイルです。

今後、まんテンちゃんには、各種イベントで、なお一層、まんのう町をPRしてもらいたいと考えております。

最後に、シンガーソングライターの川村妙子さんによる「夢桜」が披露されました。さぬき夢桜の会の活動に魅せられて、その思いをつづった歌で、式典を締めくくるにふさわしい歌声でした。

ここまでで一連の行事を終え、閉式の完了をもって記念式典を滞りなく完了した次第でございます。一連の行事としては、山場である合併10周年記念式典を終え、少しは肩の荷が軽くなったと感じた次第でございます。

なお、式典前日の29日には、女性宇宙飛行士、山崎直子さんの特別講演「夢に向かって『宇宙、人、夢をつなぐ』未来を担う子どもたちのために」が開催され、およそ300名の皆さんが貴重なお話に耳を傾けていただきました。

これ以外にも、10月16日の犬を飼っている方を対象とした婚活イベント「ワン恋」には、30人の参加がございました。

10月22日には、太鼓台のかき比べが、祓川河川敷公園で2,000人余が参加して、例年にも増して実施されました。

10月23日には、かりん祭りが国営讃岐まんのう公園で5,900人余りが参加して、実施されました。中川翔子さんのスーパーライブやお笑いライブなど、多彩なゲストが会場を盛り上げておりました。

また、夕方からは、同じ会場で秋のミュージックフェスティバルが開催され、一般参加者によるカラオケ大会も実施されました。

10月5日、6日の2日かけたモンスターバスハンターが満濃池で開催され、ブラックバスフィッシングとクリーン作戦に250人が参加して、盛況を博しました。

12月3日から、人気漫画「ダイヤのエース」原画展が開始されております。また、まんのう町出身の原作者、寺嶋裕二先生のサイン会が12月23日に予定されています。

まだ来年にも合併記念行事は続きますので、奮って参加いただきたいと思います。

それでは、次に教育民生関係について御報告申し上げます。

65歳以上の方を対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成事業が10月から開始されました。自己負担金は1,000円ですので、対象者でまだ接種していない方は、早目に実施されますようお願い申し上げます。

また、あわせて子どもインフルエンザ予防接種も同じく10月からされました。これは、生後6カ月から高校3年生に達する年齢までの人に、一回につき2,000円を助成するものでございますので、希望される方は早目に接種されることをお勧めいたします。

次に、ひきこもりサポーター派遣事業スタートさせました。ひきこもりとはさまざまな原因により仕事や学校に行けず、かつ、家族以外の人との交流がほとんどなく、6カ月以上続いて自宅にひきこもっている状態で、まんのう町に住所を有する39歳までの人とその家族が対象となり、ひきこもりサポーターを派遣して、相談支援、情報提供を行うものでございます。利用方法につきましては健康増進課まで御相談ください。保健師や看護師がまず相談に応じ、事業についてのサポートを行い、利用についても助言をさせていただきますので、御連絡ください。

次に、老人週間に伴う100歳以上の長寿者への訪問を9月27日に実施いたしました。町内で今年度に100歳を迎えられた方は11名で、100歳以上の長寿者は28人になりました。11人の方々には、高齢者宅や福祉施設を訪問して、内閣総理大臣の祝状と銀杯を贈呈し、あわせて敬老祝い金を贈呈させていただきました。

次に、建設経済関係について御報告申し上げます。

まず、日本最大級のため池、満濃池が世界かんがい施設遺産に登録されることが決定したと11月8日に農林水産省から発表されました。日本国内からは14施設が選ばれました。世界かんがい施設遺産は、かんがい農業の発展に貢献し、技術的にもすぐれた水路やせき、ため池などを保存するのが目的で、建設から100年以上の施設が対象で、ことしで3回目の選定、日本からの登録は計27施設となったようです。

なお、12月14日には、農林水産省本省において伝達式が行われ、私も地元町長として参加の依頼を受けております。

次に、来年秋に皇族殿下をお迎えして、香川県満濃池森林公園で実施されます第41回全国育樹祭の1年前プレ・イベント、第61回香川県植樹祭・県民育樹祭inまんのうが、11月13日、日曜日に浜田香川県知事を迎えて、育樹祭と同じく香川県満濃池森林公園で約300人が参加して実施されました。

本番の育樹祭では県内外から約5,000人の参加が想定されていることを考えると、今回の規模は大変少なく、小規模であったと言えます。まんのう町からは、町内小学校からたかしの緑の少年団、南っ子緑の少年団、琴南緑の少年団、仲南小緑の少年団、四条小緑の少年団から計43人の子供たちと保護者の皆さんが参加されました。

また、おもてなしとしての炊き込みうどん500食を用意して、御接待のために生活改

善グループ10名に御協力いただきました。

なお、当日、植樹と育樹が行われましたが、記念植樹は町木カリン、町花ウメが植樹されました。

また、町内での育樹祭機運の醸成を図るため、11月初旬に育樹祭の懸垂幕を新たに作成、設置を行っております。

次に、総務関係について御報告申し上げます。

まず、平成27年国勢調査人口等基本集計結果の概要が総務省から発表されました。国勢調査の人口は、その地域に実際に住んでいる人の状況に基づく人口のため、住民基本台帳に基づく人口とは異なります。結果は、まんのう町の人口は1万8,377人、男8,749人、女9,628人、世帯数は6,445世帯に確定しました。

人口は5年前の平成22年が1万9,087人でしたので、マイナス3.72%となります。世帯数につきましてはプラス1.42%となっており、人口減少、核家族化の進展がうかがわれます。

また、人口を年齢別に見ますと、年少人口は2,237人、生産年齢人口は9,612人、老年人口は6,519人となっており、平成22年に比べると、年少人口は0.5ポイント上昇、生産年齢人口は4.4ポイント減少、老年人口は3.9ポイント上昇しています。これを見ると、当然高齢化率は増加しているものの、年少人口は思ったほど減っておらず、横ばい程度の推移と見るができるように思います。

次に、町内の交通死亡事故発生状況では、8月30日に約2年ぶりという死亡事故が発生いたしました。高齢者の自損事故と言える事故でしたが、死亡事故ゼロを新たに誓ったところでありましたが、11月7日に2人目の死亡事故が発生いたしました。

11月7日の月曜日、午後5時31分ごろ、国道32号線を高松方面から三豊方面に走行中の普通乗用車が交差道路を横断中の歩行者をはね、歩行者の方が亡くなりました。この事故により、県下の交通死亡事故は56件56名となり、危機的な状況が継続中です。

なお、人身事故や死亡事故の7割以上は、確認不足と発見のおくれが原因となっています。交通事故は誰もが加害者にも被害者にもなります。ちょっとした気の緩みや不注意が重なって事故が起こります。みんなのちょっとした注意や心遣いにより事故は起きないものです。交通安全の周知徹底に心がけ、死亡事故のみならず、事故の発生自体の減少に努めたいと決意を新たにいたしましたところでございます。

以上、9月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、お手元に町政報告を配付いたしておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 町政報告を終わります。

## **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、三好勝利君。

**○三好勝利教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告をいたします。

去る11月24日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、執行部より、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

副町長挨拶の後、四条小学校大規模改修工事、満濃南小学校放課後児童クラブ新築工事の現地調査を行いました。

その後、第1委員会室に戻り、所管課より事務報告がありました。

まず、琴南支所長より、内科・歯科両診療所の4月から10月までの診療状況について、昨年度との比較を交えて報告を受けました。

次に、住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係、環境関係について、住民の都道府県別転入元・転出先について、まんのう町印鑑条例の一部改正について、燃やせるごみの週2回収集について報告を受けました。

10月末現在での人口は1万9,264人で、そのうち65歳以上の人口は6,678人で、34.8%となっている。

平成27年度の転入・転出者の集計では、転入が494名、転出が491名、県内の移動では、転入・転出ともに丸亀が最も多く、続いて高松、琴平となっている。県外では、四国内の移動が最も多く、続いて近畿・中国地方となっている。

燃やせるごみの2回収集については、昨年、ことしと夏場に週2回の収集を行った結果、収集量がふえた。燃やせるごみの種類もふえたことから、年間通して2回収集が実施できたらと考えているといった説明がありました。

委員より、飼っていると見られる捨て犬、捨て猫が空き家に住みついたりするケースがある。捕獲箱で捕獲しても、犬を大事にしている人がとびらをあけて逃がしたりするとの意見があり。

執行部より、犬猫の置き去りについては法律で罰金刑もあるが、えさをやらないで、捨てないでといった看板を活用してもらったり、各戸へパンフレットを配布したり、広報などで不法投棄とあわせて呼びかけたいとの答弁がありました。

また、委員より、転入・転出について窓口でアンケートをとったらどうだという意見が出ていたが、どうかについて質疑があり、執行部より、協力いただける方ということでお願いしている、統計は企画の方をお願いしているとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、福祉係関係について、国保・後期高齢者医療係関係について、介護保険関係について報告を受けました。

後期高齢者医療疾病別費用の平成27年の状況について、脳内出血、脳梗塞などの脳血管疾患、関節リウマチ・ヘルニア等の筋骨格系及び結合組織の疾患、高血圧、がん系の新

生物が上位を占めている。

平成29年4月から介護保険が少し変わり、新しい地域支援事業として要支援1、要支援2の方へ提供していた訪問介護・通所サービス、これが町の事業となるといった説明がありました。

委員より、新しい介護事業、要支援1・2については町の事業となるということで、他の市町との比較はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、訪問型サービスと通所サービスについては、琴平町と歩調を合わせるように協議し、事業者への説明も行った。住民へのサービスが落ちることはないだろうと思うとの答弁がありました。

委員より、満濃地区民生委員が11月21日に高知市へ視察に行った件は、子ども食堂に取り組むためのものかとの質疑があり、執行部より、子ども食堂の件ではなく、朝食サービスの視察を行った。朝御飯を食べられずに学校に行く貧困世帯の子供がふえている。学校のPTAや地区の民生児童委員さんが食事を提供して、学校へ送り出す事業であるとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事務事業等の報告について、ひきこもりサポーター派遣事業について、その他について報告がありました。

1日人間ドックについて、8月から10月で515名の受診があり、ことし、通算で1,208名の受診がされている。年間、1,600名の受診が見込まれる。

9月6日から29日に子育て支援ボランティア養成講座を開設し、12名が受講したが、そのうち1名、初めて男性の方が受講された。

ひきこもりサポーター派遣事業については、香川県において養成されたひきこもりサポーターが派遣され、ひきこもりの39歳までの人を対象に訪問や外出の支援が行われる。10月から実施しており、今のところ、2件の照会があるとの説明がありました。

委員より、子育て支援事業について、6月から10月まで、前年度と比べて利用者が減っているが、理由としてはどのようなことが考えられるかとの質疑があり、執行部より、ことしから幼稚園・保育所が認定こども園化され、支援センターも整備されたことなどがあるのかもしれない。今後、動向を見ていきたいとの答弁がありました。

委員より、ひきこもりサポーターについて、家族の方は知られたくないという気持ちがあるが、町内の方より、全然知らない方がサポーターの方がよいと思う。まんのう町で活動してもよいという人はどれくらいいるのかとの質疑があり、執行部より、サポーターは県が養成して、県に登録ということになっており、60名ほどが登録している。高松より西の方をお願いしたいと思うとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、主要行事報告、町内児童・生徒・入所児数について、四条小学校大規模改修工事について、図書館支援業務について、その他について報告があり、四条小学校の大規模改修工事において工事内容の変更があり、変更契約を12月定例議会でお願したい。

学校図書館支援業務として司書を2名配置し、環境整備を図り、図書館便りを発行や読

み聞かせなどの実施とともに図書館イベントを計画している。

また、9月28日に大成建設より満中にバスが寄贈され、使用管理規定を定めたこと、町内小中学校の洋式トイレの設置状況について、こども園・保育園の待機児童について説明がありました。

また、生涯学習課より、主要行事、図書館・スポーツ施設の利用状況の報告がありました。

10月に全国社会教育大会、11月にスポーツ推進委員全国大会が行われ、それぞれ本町から、委員・推進委員が表彰を受けられたとの説明がありました。

委員より、成人式の実行委員会の中に新成人の委員は何人ぐらいいるのかとの質疑があり、執行部より、新成人の委員は12名、これまで4回の実行委員会を開いているが、2名は毎回参加している。新成人は240名ほどで、このうち満濃中学校卒業者は170名ほどである。今のところ、111名の出席の報告があるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時35分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

(大西樹議員退席 午前10時35分)

## 日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

**○田岡秀俊議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

**○川原茂行建設経済常任委員長** それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月21日、午前11時30分より、第1委員会室におきまして、委員3名、議長同席のもと、執行部より、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

最初に、地籍調査課より、本年度の調査実施状況や事業報告について報告がありました。調査期間は既に終わっているが、稲刈りが残っていたり、調査日程が合わなかった方について順次調査を行っており、11月中に調査を終える予定である。

また、9月14日に香川県庁において、来年度の調査地区ヒアリングがあり、地区面積1.45平方キロ、4,500万円の調査費を要求しているとの説明がありました。

委員より、地籍調査に当たって耕作放棄地等の扱いはどうしているのかとの質疑があり、執行部より、地籍調査の上では現況重視であるが、地域住民や所有者からの聞き取りを十分に行い、地目等の確認は慎重な対応を行っているとの答弁があり、委員からも、なお一層の慎重を期して調査を行ってほしいとの意見がありました。

(大西樹議員着席 午前10時37分)

次に、農林課より、農業委員会定例会等の実施状況や行事報告がありました。

来年、香川県満濃池森林公園で実施される全国育樹祭のプレ育樹祭が県の植樹祭とあわせて11月13日に実施され、300人の参加者があった。町内からは4小学校から40名が式典のお手伝いを、生活改善研究グループによる打ち込みうどんのおもてなしが行われた。

また、11月14日に仲南公民館において、鳥獣供養の会をまんのう町有害鳥獣被害対策実施隊より40名ほどの方が出席し、実施したとの説明がありました。

委員より、鳥獣供養の会は年間駆除頭数がはっきりする年度末に変更してはどうかとの意見があり、執行部より、頭数は把握している。時期については検討するとの答弁があり、午前の調査を終えました。

午後からは、まず、中山間地域所得向上支援事業、薬師堂工区農道舗装工事、追上工区農道改良工事、東山工区オリーブ園造成工事、川東上・野口工区農道舗装工事、長尾工区農道舗装工事、町単ストーンガード設置工事をそれぞれ視察しました。

その後、第1委員会室におきまして、建設土地改良課より、土地改良事業の進捗状況、ため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業について報告がありました。

また、道路占用料について、道路法39条により、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができることとされている。この占用料は地価に対する賃料の水準等を基礎として算定を行っている。国においては、平成20年4月から3年ごとに見直しを行っているが、一部の市町を除いて平成9年に改正した以後、見直されていない。占用事業者からの改正要望もあり、多度津町、琴平町と足並みをそろえ、年度内には条例の改正をしたいと考えている。

そのほか、農林の災害査定、農地・農用地施設がそれぞれ1カ所ずつ、公共で河川が1カ所、県道丸亀三好線の香川・徳島両県への要望活動、森林管理道においても香川県への要望活動を行ったとの説明がありました。

委員より、ため池台帳について、震災時に備え、できるだけ正確な数字で管理してほしいとの意見がありました。

執行部より、ため池台帳については実態と合っていないところがあるが、数字の変更等を県に報告し、訂正していきたいとの答弁がありました。

次に、水道課より、水道水は水道法及び町独自の水質基準により適切な水質管理に努めているが、9月に野口浄水場の検査において、台風による大雨により原水が高濁度となっ

たため不適合を計測したが、現在は基準値により安全な水の給配水が行えていること。各浄水場における有収率について向上に努めているが、高屋原浄水場、琴南浄水場、野口浄水場で漏水があり、改修を行った。今後の状況に注意していきたい。そのほか、給水栓新規開栓状況、未納金対策状況について、工事進捗状況について、広域化の現状について報告がありました。

委員より、漏水の主な原因は何かとの質疑があり、執行部より、主には管と管とをつなぐジョイントのふぐあいであったとの答弁でありました。

委員より、水道広域化により四条浄水場の配水池はそのままかとの質問があり、執行部より、四条浄水場の浄化設備等の機能は廃止だが、羽間山の配水池は存続し、その補助として配水池タンク1基を河川区域外に増設を行い、上水道地区の浄水場は高屋原1本になるとの答弁でありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時50分に委員会を閉会しました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

9番、大西樹君。

**○大西樹議員** 今、委員長からの報告でありまして、委員が3名と、それと議長同席という言葉がございますが、2人少ないわけがございますが、何かあったのかなというふうに感じましたので、ちょっと説明していただきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行建設経済常任委員長** この件につきまして、委員の方の中から、白川議員の調査報告が出てきてないがということでございまして、それを議運の日までに報告をしますということでございましたので、私のほうから、白川議員に対して、十分に帰って考えてくれと、こういうことで、白川議員には退席を求めました。

もう一人の藤田議員は、私には何の報告もなしに委員会を放棄して帰られました。で、2人が欠席という形になりましたので、3名でございます。以上です。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありますか。

11番、松下一美君。

**○松下一美議員** ただいまの委員長報告の中で、漏水があった箇所について、管と管のつなぐジョイントのふぐあいであったとありますけど、これは铸铁管であったんでしょうか、それとも石綿管、ハイポール管とかいろいろありますけど、どのものによるのでしょうか、お尋ねいたします。

**○田岡秀俊議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行建設経済常任委員長** 両方ともございますが、その以外もあります、大方の箇所が、そういう箇所が多かったと、こういうことでございます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### 日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月18日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員4名、1名欠席、議長同席のもと、執行部より、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、事業報告、火災・救急出動報告、交通事故発生状況報告、高齢者免許返納者状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習、交通事故発生日報等について報告がありました。

特に、10月21日の鳥取県中部を震源とする地震発生時には、まんのう町本庁で震度3、琴南支所で震度3、仲南支所で震度2ということで、震度4には至らなかったが、Jアラートが起動することが認識できた。

また、高齢者の死亡事故が県内では本年62.5%で、交差点付近や夜間の事故が多くなっている。シートベルト及び反射材の着用を呼びかけ、交通死亡事故が発生しないように努めたいとの説明がありました。

委員より、11月8日にBCP（事業継続計画）について、香川大学より講師を招いて各課の担当者会を実施しているようだが、今後の計画はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、11月中に全体会を実施し、各課の災害に備えての洗い出しをし、担当者レベルで煮詰めていき、業務継続計画を今年度中、遅くても来年度中には成文化したいとの答弁がありました。

委員より、人事評価の進捗状況について質疑があり、執行部より、人事評価については実際問題として本年度から評価をすることになっている。本町においては人材育成を前面に実施している。職員からも一定の理解を得ているものと思っている。管理職については今年から評価していきたい。一般の職員についても、早い時期に実施できるよう努力していきたい。

また、副町長より、職員の意欲が継続できる制度にしていくことが重要だ。全ての課を同じ水準で評価していくのは難しく、どうしていくのがこれからの課題であるとの答弁がありました。

次に、企画観光課より、中讃広域行政組合企画協議会、定住自立圏形成、出資法人関係

でことなみ振興公社、仲南振興公社の実績報告、コミュニティー・自治会関係、交通対策関係・人権啓発事業報告、地方創生推進、商工観光関係事業等についての報告がありました。

委員より、定住自立圏について、スポーツと文化振興の拠点を中讃地区に設けるように訴えてほしい。また、金倉川の河川整備計画を検討するよう中讃圏域から働きかけてほしいとの意見があり、執行部より、広域の中で大規模な施設は必要だと思う。丸亀市が市民会館の建てかえの時期を迎えているが、駐車場を含め場所的な問題があると聞いている。広域として働きかけていきたい。

また、河川整備計画については、金倉川は県管理になっているので、町として早急に立ててもらえるようお願いしていきたいとの答弁がありました。

委員より、市町間の幹線道路の町同士の連携強化について、市や町の総合計画は自分たちの町の中だけの計画であって、現在、工事中の猪鼻トンネルの開通後、企業立地や商業サービスにどう生かすのかを定住圏で話し合ってもらいたいとの意見があり、執行部より、中讃広域圏内だけでなく、猪鼻トンネルに通じる高速道路を絡めた圏外からの交通量の動向を見きわめて企画協議会の中で協議したいと思うとの答弁がありました。

委員より、免許返納したいんだけど、デマンドタクシーを利用すると、車は3台しかなく、待ち時間が長い等の問題がある。今後の交通体系について考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、最近、高齢者の交通事故がふえ、社会的な問題になっている。今からもっとふえると思う。予算的な面もあり、バランス的なことも考えながら公共交通体制を整えていけるよう現況を確認し、協議し、検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、公社について、施設の老朽化、リニューアルが必要であるので、コンサルタントによる設計等、予算を使ってほしい。経営者、農業生産者の問題、これらの改善を求めたいとの意見がありました。

執行部より、ソフト面、ハード面を考える時期にある。今後、検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、税務課より、御当地ナンバー導入について、平成28年度納税相談の日程及び場所についての説明がありました。

ナンバープレートについては、デザインに「ダイヤのエース」を使用し、50cc、90cc、125cc、農耕用、ミニカーの5種類で、平成29年4月3日以降での交付予定です。また、先着順とし、指定ナンバー制度は導入しない予定で、現在ついているナンバーから変更も可能であるとの説明がありました。

納税相談については、仲南地区、琴南地区、満濃地区の日程を決めて回っていく巡回相談で実施し、これまでは他の課の職員の応援をもらっていたが、今年度からは主として税務課の職員だけで行いますとの報告がありました。

委員より、ナンバープレートは模様を入れてもよいのかとの質疑があり、執行部より、御当地ナンバーは各地で取り入れている。御当地キャラとか特産品をモチーフにしたプレ

ートよりイラストを取り入れたプレートのほうが人気があるようですとの答弁がありました。

委員より、ダイヤのエースの使用料はかかるのかとの質疑があり、執行部より、著作権の関係で使用料は発生しますとの答弁がありました。

次に、会計室より、通常業務は問題なく進んでいること、また、債券の運用についての報告がありました。

委員より、外国債の購入はだめなのかとの質疑があり、執行部より、為替の問題や信用等から難しいと思うとの答弁がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績について報告があり、8月13日に実施した「ことなみサマーフェスタ」は1,200名以上の方の来場があった。また、今年度のそば栽培は42名の参加があるとの説明がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、マイクロバスの利用状況、仲南支所周辺整備工事についての報告があり、9月18日の仲南地区町民バレーボール大会は雨のため中止になったが、その前日に合併10周年記念として、バレーボールVリーグの大阪を拠点とする堺ブレーザーズの選手3名を招いてバレーボールの講習会を実施し、町内の小学生41名、中学生36名の参加があったとの説明がありました。

委員より、仲南支所駐車場整備2期工事については、中央部の進入路を埋め立てるものなのかとの質疑があり、執行部より、解体した公民館の跡地を整備するものである。中央部の進入路は周辺整備の最終的なものになるとの答弁があり、以上、所管事務調査を行い、12時ちょうどに委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 総務委員長の報告について、3点ばかり質問したいと思います。

一点目は、かりん祭りにあわせてグリーン・ツーリズム協会が今まで行事をしようと思うんですが、その中で、私たちも議員会として、それぞれ議員会のほうで支出しながら協力をしていった経過があります。ことしについてはその経過がなかったんで、そのグリーン・ツーリズムの事業はどないなっとんかないうんが、中止になったんか、せななんだんか、それとも協力要請がなかったのか、3点のうちのどれか一つだろうと思います。お答え願いたいと思います。ごく明瞭に言います。

二点目は、人権啓発活動の中の長尾会館の運営でありますけれども、私、数年前に長尾会館の運営委員長をしてました。その中で、人権フェスタについては実行委員会を結成して、いろんな行事を取り入れる、そしてまた、協力団体に協力を申し入れるようにしてま

した。その中で実施していたんでありますけれども、どういった経過で人権フェスタができるようになったのか、そしてもう一点は、実行委員長名がない案内が来ましたんで、実行委員長はどうなっているかの点であります。

もう一点についてですけれども、免許返納制度に対する答弁であります。これ、私、一般質問の中で公共交通機関を整備することが大事だということで具体的に言いましたけれども、それと全く同じことしか委員長報告にないんですよ。これ、総務常任委員会ですから、その中身についてはもっと突っ込んだ議論がなされて、例えば、福祉券を増刷するとか、いろんな方法があるだろうと思うんです。そういった突っ込んだ議論がされたか、されなかったか、3点を質問します。以上です。

**○田岡秀俊議長** 13番、大西豊君。

**○大西豊総務常任委員長** グリーン・ツーリズムについては、答弁したとおりで、ありませんでした。

人権フェスタは、実行委員の報告云々ですが、これもありませんでした。

3番目、免許返納制度については、委員会でもたびたび議論しているところでありますが、来年の1月19日、三豊市のほうへ調査に行く予定にしており、そういうことも含めて、先進地の実態調査の上、議論をしていくことになっております。以上です。

**○田岡秀俊議長** 再質問、10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 再質問します。ありませんでした、ありませんでした、ありませんでしたばかりでしたので、どういう経過が、一切、例えばグリーン・ツーリズムについては、ある程度、住民の方も大変参加を楽しみにしている方がおまして、ことし、どないなっとなんと聞かれたことがありました。それに対して、総務委員会の中ではそういった人がおらなくて、一切なかったのかなという気がします。そういった部分では、非常に今まで定着していたものが、10周年を記念に私は取り組んでもらいたいという意見を出したと思うんです。そういった部分では、なかったんでしょうがないんでありますけれども、それも、一切、総務委員会の委員の人には関心なかったんかないという気がしますので、再度、質問します。

やっぱり、人権フェスタの分については、これ、大変重要な長尾会館の一大事業であります。そういった部分では、やはり強制的に参加させるのではなく、みんなの理解を得ながら、当然人権問題に対して理解を深めていきながら、そういった問題解決する。これがやっぱり人権フェスタの一番大きな狙いだらうと思ってます。そういった部分では、幼児教育の中からはこういうんで、こども園の方に非常に協力を求めていたり、作品提供を求めていっていると思います。そういった部分で、やはりもうちょっと委員会として中身を詰めていただきたいということでもあります。

免許返納制度についてはもう十分でございますんで、どうぞ。

**○田岡秀俊議長** 答弁求めるんですか。

**○藤田昌大議員** できるんやったら、してくれ。

○田岡秀俊議長　ただいまの質疑につきまして、13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長　一応、さっき報告したとおりなかったことと、3番目につきましては、数多くの交通システムについては非常に重要な関心があり、10周年を迎えますので、三豊市の先進地を、そのことも含めて調査研究する予定にしております。再度申しますけど、できたら参加していただきたいと思っておりますけど、1月19日、指定管理者、また、若者定住促進事業について、また交通システムについて研修をする予定にしております。ぜひ参加していただくようお願いします。

○田岡秀俊議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、議場の時計で11時15分まで休憩といたします。

**休憩　午前10時57分**

**再開　午前11時15分**

○田岡秀俊議長　それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

## **日程第8　議案第1号　まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について**

○田岡秀俊議長　それでは、日程第8、議案第1号　まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第1号のまんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い改正を行うものでございます。

これは、民間労働法制の改正内容に即した見直しであり、本議案において改正するものであります。

内容といたしましては、第10条において、休暇の区分にある介護休暇に介護時間を加えます。

第14条、介護休暇を6カ月以内に3回以下に分割取得できること。

第14条の2では、介護時間とは、3年の期間内で、1日の勤務時間の一部につき勤務しない休暇であること。第2項では、介護時間は1日につき2時間を超えないこと、第3項で、介護時間は無給であることとしております。

第15条では、要件として、任命権者の承認が必要である旨をうたっております

なお、附則で、この条例の施行は平成29年1月1日とし、あわせて、改正前に介護休

暇の承認を受けた職員への経過措置を定めております。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

## **日程第9 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第9、議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第2号のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

第1表として、初めに、宿日直手当について引き上げ改正するものでありますが、第17条として、近隣の市町実情に準じ手当額を6,300円に改正するものであります。

これは、規則において年末年始の公休日に当たる期間に適用させるものであります。

次に、平成28年の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、給料表及び諸手当を改定するものであります。

概要といたしましては、第1表の第18条の2関係として、平成28年4月1日に遡及して、医療職の初任給調整手当の月額を41万3,800円に改定を行うものでございます。

また、第21条第2項関係として、平成28年12月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の90に改正し、あわせて再任用職員について100分の42.5に改正する。

第4条、別表第1及び別表第2関係として、平成28年4月1日に遡及して、行政職給料表及び医療職給料表の引き上げ改定を行う。

次に、第2表として、以下の項目については、施行日が平成29年4月1日となっております。

第9条からは扶養手当に関するもので、改定で扶養手当の支給額を平成29年度から改正するものでありますが、附則の特例により、平成32年3月31日まで段階的に改正支給するものであります。

配偶者の扶養手当を段階的に下げ、子の扶養手当を段階的に上げるものであり、平成32年度には子が1万円、配偶者を含む他の扶養者は6,500円に改正されるものであり

ます。

第21条では、勤勉手当の一般職の支給率を100分の85に改正し、あわせて再任用職員について100分の40に改正します。

なお、補足資料香川県・人事院勧告抜粋を添付してありますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

**○田岡秀俊議長** 10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 人勧の部分でありますので、ちょっと国と県との絡みが、あと周辺の絡みの中で、基本的なことだけちょっと聞いておきたいと思います。

国の勧告では、平成28年度で配偶者6,500円、子供1万円ということになってまして、県の勧告は、2020年度に向かって、ちょっと長い間の中で是正していくことで、最終的には6,500円、1万円ということしております。そういった部分で、なぜ国に準じず、県の勧告に準じたのかというのがまず一点の質問と、もう一つは、香川県内の市町を見ますと、県の勧告どおりと、国の勧告どおりというのと、即3月末実施と、それぞれ分かれておるようであります。まんのう町の場合は、国でなく県の勧告どおりになった理由、それと、周辺、多度津、善通寺、琴平と合わせたんだろうと思いますけれども、そういった部分でなった理由と、それに対して職員のあれはあるんか、ないんか、損害やあんなんは、その辺の質疑だけちょっとしておきますので、原則的なものだけお答えください。以上です。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** 藤田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、議案のほうで提出させていただいた部分の補足資料を後ろのほうにつけておりますが、国の人事院勧告では、扶養手当等の見直しについて2カ年で実施ということになっておりますが、今回、町として提案させていただいておりますのは、4カ年をかけて改定するというところでございます。

これにつきましては、香川県の人事委員会勧告に基づいて4カ年ということでございますが、国家公務員と地方公務員の差ということですが、現実的には、国家公務員については扶養すべき配偶者と子の配分が大体似通っており、配偶者の手当を下げた部分に対して、子の手当を上げていくことで均衡がとれるのですが、地方公務員の場合につきましては、その割合が変わっておりますので、激変緩和を考えて、通常、国が2カ年で行うところを4カ年というような格好に今回はさせていただいております。

それと、御質問の中にありました近隣の対応につきましては、やはり近隣の市以外の町については、今回、香川県と同じような対応をとっておるものが多いというふうに認識しております。近隣の多度津、琴平につきましては、同様の対応をとるというふうに確認

をしておりますので、御承知おきください。以上でございます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 給与表の添付された給与条例の改正でありまして、本年度は人事評価の運用の年であります。人事評価において、この給与表のどれくらいの幅を昇給幅として運用するのか。人事評価をやるということでもありますから、差をつけるということでありましょう。その幅をどれくらいを想定しているのか。それは個別、具体に出てくるものかもしれませんが、今の時点で想定しているところをお答えいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 竹林議員、総務委員でありますので、これ、総務委員会に付託の予定になっております。

○竹林昌秀議員 種々、質疑いたしますけれども、これは住民が関心あるところだろうと思うので、本会議において一言お答えを願いたいわけです。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

〔「議長、総務委員の方が総務委員で付託するのをやったらよろしくないと思いますよ。」と呼ぶ者あり〕

〔「本人の自覚の問題です。」と呼ぶ者あり〕

○竹林昌秀議員 種々、総務委員会で発言する予定はあります。この1項目だけは、おつもりを、運用の姿勢を伺っておきたい。

〔「扶養手当の分でしょんのに、何で・・・。」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

人事評価の全般的なものにつきましては、また総務委員会のほうで御説明をさせていただいたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○竹林昌秀議員 御期待申し上げます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第10 議案第3号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第10、議案第3号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号のまんのう町特別職の職員で常勤

のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

一般職の給与改定に準じて、以下のとおり引き上げ改定するものであります。

第1表の第5条で、特別職の期末手当について、平成28年12月支給分を100分の170に改正するものです。

また、第2表の第5条で、特別職の期末手当について、平成29年6月支給分を100分の160に、平成29年12月支給分を100分の160に改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

#### **日程第11 議案第4号 まんのう町印鑑条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第11、議案第4号 まんのう町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第4号のまんのう町印鑑条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

平成16年7月の性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律の施行を受けまして、身体的な性別に強い違和感を抱く性同一性障害のある方々に配慮し、住民から提出される申請書等から性別の表示をできる限り廃止する自治体がふえております。本町におきましても、全庁的に検討が行われたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文の改正内容を御説明申し上げます。

第6条は、印鑑登録事項のうち、第5号の「男女の別」の事項を削除するものです。

第12条は、印鑑登録証明書の記載事項のうち、第3号の「男女の別」の事項を削除するものです。

これによりまして、印鑑登録原票から性別の表示がなくなるとともに、印鑑登録証明書及び印鑑関係申請書にも記載がなくなります。

附則につきましては、施行日を平成29年1月1日とするものでございます。

なお、本条例の改正に伴います印鑑条例施行規則の改正案を資料として添付しておりますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## **日程第12 議案第5号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第12、議案第5号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第5号のまんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

一般職及び特別職の給与改定に準じて、期末手当率の引き上げ改定を行うものです。

第1表の第5条で、議会議員の期末手当について、平成28年12月支給分を100分の170に改正するものです。

また、第2表の第5条で、議会議員の期末手当について、平成29年6月支給分を100分の160に、平成29年12月支給分を100分の160に改正するものです。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、議会運営委員会に付託いたします。

## **日程第13 議案第6号 まんのう町道路線の認定について**

**○田岡秀俊議長** 日程第13、議案第6号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第6号のまんのう町道路線の認定についての提案理由を説明申し上げます。

道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの

でございます。

本路線につきましては、現在工事中の町道杉ノ上秀石線と町道杉ノ上中村線を結ぶ路線であり、工事完了後には本路線を経由し、県道炭所西善通寺線への重要な路線となるものと考えております。

このようなことから、今回、町道への認定について提案したものでございます。

位置、場所については、議案書に図面を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第14 議案第7号 まんのう町道路線の変更について

**○田岡秀俊議長** 日程第14、議案第7号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第7号のまんのう町道路線の変更についての提案理由を説明申し上げます。

道路線の変更については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

路線名、清神原線につきましては終点区域が変更され、当初、終点地番造田字清神原2102番地地先から2094番地2地先とし、延長154.4メートルであったものが、延長112メートルとなり、42.4メートル短くなります。

この廃止する箇所は行きどまりの終点まで認定しており、精査した結果、廃止するものでございます。なお、地域の同意は得ております。

位置、場所につきましては、議案書に図面を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
ただいま議題となっております議案第7号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第15 議案第8号 まんのう町道路線の廃止について

○田岡秀俊議長 日程第15、議案第8号 まんのう町道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号のまんのう町道路線の廃止についての提案理由を説明申し上げます。

道路線の変更につきましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、福良見中筋線2号につきましては、延長438.5メートルを廃止するものでございます。この廃止された路線につきましては、集落営農推進生産基盤整備事業において、幅員4メートルに改良する予定となっております。

位置、場所につきましては、議案書に図面を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

11番、松下一美君。

○松下一美議員 現在において、この幅員はどれぐらいでしょうか。わかりましたらお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

現在の幅員は3メートル前後でございます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで、議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

**休憩 午前11時43分**

**再開 午後 1時30分**

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

**日程第16 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事）**

**○田岡秀俊議長** 日程第16、議案第9号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第9号の工事請負変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

次のとおり、平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事について契約変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額291万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額21万6,000円、既契約金額1億6,848万円、うち消費税1,248万円、既本契約日、平成28年6月8日、契約の相手方、香川県仲多度郡まんのう町七箇2765、まんのう経常建設共同企業体、代表者、株式会社七箇工業代表取締役、山下美博でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、教室に設置いたしております生徒用ロッカーを全て改修するとともに、給食調理場、厨房機器の変更等を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 学校教育課長、尾崎裕昭君。

**○尾崎学校教育課長** 平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事に係る変更について御説明申し上げます。

まず、変更により増となる金額でございますが、660万円、次に、翌年度に移行する金額は390万円でございます。差し引き270万円、それに消費税21万6,000円を加算いたしまして、合計291万6,000円の変更契約の議決をお願いするものでございます。

変更となる主な箇所について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております資料A4判をごらんください。ページ番号は右上でございます。

まず、2ページ、10行目から3ページにかけては、給食調理場機器や配水等の変更で260万円の増、3ページ、中段下の普通教室と書いてございます、12教室の生徒用ロッカー全てを、安全対策のためにメラミン加工の樹脂板を張りつけることといたしまし

た。この金額が350万円の増でございます。

その2行下でございますが、掲示板の修繕、追加工事といたしまして130万円でございます。

最初の1ページにお戻りください。

図書室の書架につきましては、一部形状変更や取りやめた書架ユニット等がございまして、160万円の減といたしました。その他、小額な追加部分など80万円を含め660万円となっております。

次に、次年度への移行となる部分でございますが、資料1ページから4ページにかけて色づきでお示ししてある箇所でございます。

今年度において算入いたしておりましたひさしの部分の防水や、屋上立ち上がりのアルミ笠木等につきましては、次年度、外壁改修の折に実施するほうが効率的、効果的と考え、また、当初、ランチルームの天井の塗装と職員室改修を含めておりましたが、ランチルームの天井につきましては形状を見直し、職員室は夏休み中の事務に支障を来すため、次年度に移行させていただきました。次年度に移行する金額は合計390万円となります。

以上、変更となる金額から次年度に移行する金額を差し引き291万円の増額をお願いするものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** これ、増額と契約の分の金額やけど、今、言いよった金額のものは全然書いとらんと、説明しただけではわからへんが。ほんで、してないところや何じゃかいの分と、最初から契約内容が変わったり何じゃかいしたところ、差し引きが何じゃかいがあると思うんじゃけど、増額はわかるけど、引く分もあるやろ。ないんな。その分を書いてくれなんたら、さっぱりわからん。今でのうてもええきん、そんなんわかったら、また書いてくれないかんわ。これでは、これだけの金額で書いとるだけではわからへん。

**○田岡秀俊議長** 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

**○尾崎学校教育課長** 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

変更につきましては、増となる部分、減となる部分でございます。ただいまの説明は、100万円、大きい金額の増減ということで示させていただきました。ですから、10万円単位の増減といったところもあります。変更した箇所をトータルいたしますと160ぐらいになります。小さいところとか入ってきますので、そういったところを全てまとめたの御説明でございました。よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** いいですか。

再質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 来年に移行するいうのもあるし、結局、設計するとき、見てもろたときに、前、悪いところは全部直さないかんと言うとったんを、直したり何じゃかいし

て変わるとるんはわかるけど、そんなんは設計士いうたらわかるんとちゃうん、悪いところ。わからんのやろか。やっぱり最初見て、設計するんとちゃうん。ええかげんに設計しよるんやろか、この図面だけ見て。学校行って、見んとしよるんかな。設計士は、大体、最初の見積もりとか図面描くときに、悪いところや、ええところ、わからんのやろかな。

**○田岡秀俊議長** 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

**○尾崎学校教育課長** 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

設計に当たりましては、現地も入ってございます。ですから、それでチェックをしながら設計を組んでおります。ただ、学校サイドの要望とかいろいろなものがございます。ですから追加になるところ、そして機能の面で、設計士の思いと、学校側はこちらのほうの利用がいいのではないかとということもございますので、増減というのが出てまいります。ですから、一応、現地のほうは見ておりますが、授業中等もありますので、ずっとつきつきりだというわけにはならないと思います。ですから漏れておるところも多少はあろうかと思いますが、大体のところは網羅して設計しておると考えております。

**○田岡秀俊議長** 再々質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** それで、来年度にもう1年かけてするやろ。そのときには、今度、見て、悪いところをよう見て、後から議員や皆行って言われんように、そういう悪いところは悪いところでちゃんと金額や何じゃかい出して、なるべく追加のないように、ええ仕事をしてもらわないかんき、設計士、来年、変わるかもわからんけど、それをよう町のほうから言うとしてほしいだけ。もう答弁要らんき、お願いします。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第9号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事）を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 17 議案第 10号 和解及び損害賠償の額の決定について**

**○田岡秀俊議長** 日程第 17、議案第 10号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第 10号の和解及び損害賠償の額の決定について、その提案理由を申し上げます。

平成 27年 8月 12日、まんのう町炭所西 3455番 6の林道西谷線を通行していた軽自動車、道路の崩落に気づかず進入し、転落した事故について、損害賠償の相手方と協議が整ったことから、当該事故に係る損害賠償の額を定めるために提案をするものでございます。

なお、賠償金につきましては、全額、町村会総合賠償補償保険から支払うこととなっております。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 10号は、会議規則第 39条第 3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第 10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 10号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 18 議案第 11号 下富家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について**

**○田岡秀俊議長** 日程第18、議案第11号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第11号の下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について、その提案理由を申し上げます。

下福家営農飲雑用水施設は、水道の未給水地域である下福家地域において、県営中山間地域総合整備事業により、農業生産環境及び住民の生活環境の改善を図るために設置された町有施設であり、下福家水道組合代表者、藤原芳黄氏が指定管理者として管理を行っております。指定期間が、平成29年3月31日をもって終了することから、引き続き、下福家水道組合を指定管理者として指定するものでございます。

下福家水道組合は、下福家地区の営農飲雑用水施設の管理運営に関し、適正な利用と保全管理、永続的な活用を図り、地域農業の振興と改善を図ることを目的として、受益者である地元住民により設立されました。

当初から、指定管理者として施設の保守点検、小規模修繕を長年にわたり行っており、豊富な経験を有するとともに業務に習熟しているため、施設にふぐあいが生じた場合には迅速な対応が期待できます。

組合設立の目的と役割、当該施設の設置目的と機能が一致しており、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができると思料する公共的団体に該当すると考えられます。

平成28年10月12日開催の指定管理者審議会において、下福家営農飲雑用水施設の指定管理者として下福家水道組合が適当であるとの判定が出ております。

以上の理由により、下福家営農飲雑用水施設については、まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条の規定により、下福家水道組合を指定管理者として指定するものでございます。

また、現在の下福家営農飲雑用水施設の管理に関する基本協定においては、指定期間を10年としていますが、当初は受益戸数26戸、受益人数56人であったものが、受益戸数19戸、受益人数39人にまで急激に減少しております。その上、高齢化も急激に進行し、平均年齢が68歳に達していることを考えると、数年後には施設管理方法を再考しなければならない可能性が高いと思われるため、新たに締結する基本協定の指定期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年といたしております。

改修及び修繕に要する経費の負担基準につきましては、現在、事業費が50万円以上は町が実施し、50万円未満は下福家水道組合が実施することになっておりますが、組合の現状を考慮し、新たに締結する基本協定での負担基準を、事業費が10万円以上は町が実施し、10万円未満は下福家水道組合が実施することに改めるものでございます。

なお、資料として基本協定案等を添付しておりますので、お目通し願います。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 町が営農飲雑用水施設を設置して、利用する地域の人たちが運営するという指定管理者の制度をうまく運用するものとして、議案に反対するわけではなくて、これ以外に指定管理者を受けるところはないだろうと、そんなふうに思います。

ただし、これ、飲雑用水となっておりまして、これ自家水、煮炊き、お茶のお水に使うかなど。洗濯や水やりとか、それならいいんですけども、町の施設を経由すると、水質の問題というのは起きはしないのかと。これ、水道法の適用ではないだろうと思うし、簡易水道でもないんですね。これの飲用というところに、公がかかわったときに、どのような水質の保全をするのか、そこの裏づけのところ、手法を聞いておきたいというのであります。

山の水をくみ入れて使うというのであれば、問題ないんですけども、一旦、ためて配水すると、これはやっぱり何か手法が要るのかなど。雑用水という定めであって、飲用にするかしないかは町は関知しないという流儀もあり得るのかなどと思いますが、そこがどうなっているのか御説明を伺いたい。これが第一点であります。

それから、協定書を見ますと、利用料金を設定して、その運用をすることができるとあります。それを運用しているのかどうか。しなければいけないというわけでも、してはいけないというわけでも何でもないんですけども、そこを拝聴しておきたい。

運用の経過とか、それは町長の提案理由の説明で実によくわかりました。5年に1回ですから、内容を理解したいということでもあります。よろしく御答弁お願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 答弁、琴南支所長、雨霧弘君。

**○雨霧琴南支所長** 竹林議員の質問にお答えいたします。

下富家地区営農飲雑用水施設でございますが、この施設は、先ほど町長の説明にもございましたように、飲用水と雑用水、畑のかん水等に使用する施設でございます。

それと水質の題の御質問をたदैておりますが、現在は地元が年1回、13項目の水質検査を実施しております。これにつきましても、指定管理者審議会で御指摘をいただきまして、この13項目の検査だけでよいのか、町の施設であるがために、もう少し詳しい検査はすべきではないかという御指摘をいただいております。

平成29年度からは、全項目の検査、51項目でございますが、この検査を町が実施するという方向で考えております。

なお、それにつきましても、水道課と協議し、体制強化を図っていくということで考えております。

次に、使用料金の運用でございますが、使用料金につきましては、まんのう町営農飲雑用水施設の設置及び管理に関する条例の第5条で、施設の利用料金は別表に定める金額の

範囲内で定めるとあります。その金額が10立方メートルまで2,000円、1立方メートル超過するごとに100円となっております。

下富家地区につきましては、上限が2,000円でございますので、今、徴収しておる金額が10立方メートルまで1,000円で徴収しております。これを超えると、1立方メートルあたり100円の料金を追加して徴収しておるところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 料金の仕組みを運用していたわけですね。私、ちょっとこの議案として出す上で、下富家水道組合代表者、藤原芳黄さんで、住所があって、ここの役員の名簿、どういう組織体制で、藤原さんが全権委任受けているわけじゃなくて、少なくとも3人とかの役員はいるんでしょうね。その組織ということはいるんだろうと思います。

それから、19戸で39人の人口。この装置が日量幾ら給水する能力があるのかとか、そういうものは町長の説明にあたりなかつたりですけれども、ちょっと文章として記すべきなんだろうと思います。権利義務の主体、その代表者が記されていないというのは、指定管理者の条例でいかなものかなと思うわけでありまして。

もう一つ、使用料金が発生して、それを運用しているのであれば、過去3年分の決算が添付されるべきで、金額に問題があるのかなんとか言っているわけじゃなくて、地元と穏当に町と一緒にやってきたわけですから、それは尊重したいと思いますけれども、お金のこと、使用料の収受というのは行政処分権の最たるものでありまして、その取り扱いの中身というのは報告されるべきものだろうと思います。

加えて申し上げますと、これ、指定管理者審議会、温泉も道の駅もいろんなところを一緒にした様式だろうと思うんですけど、ほとんど中身がない。これで何を経営改善するのか、点数を入れた意味がない。表面的、抽象的で、こういう点数を入れるような会議はしないほうがいいと思う。私は、こういう評点というのは、飲雑用水のところは飲雑用水の評点の入れ方があり、温泉は温泉の、ロッジはロッジのあり方があるんだろうと思います。というのは、温泉だったら食品衛生法が管理するし、温泉法が管理するし、公衆浴場法が関連しますから、評価、点検する項目が違いますね。それを同一の評価表でやるというのは大間違いで、無駄な仕事の形式的な仕事だと思います。普遍化したい気持ちはわかりますけれども、この判定審議会の資料には非常に不服であります。

評点を入れるとしたら、例えば、今、中熊下のを見てますけれども、清掃業務、日常的に整理整頓、毎月1回以上、設備定期巡検、日常保守管理、毎日とか書いてます。これをちゃんとしているかどうかを点検するのが評価委員会だろうと思います、この細目を。したら、町が責任を持てると。いや、それは地元の報告を信用してあげたらいいんだと思いますけれども、町の施設を民間に委ねたときに、その内容をきちんと確認するという作業が要るんだろうと思います。それが報告されてうまくいった10年間があるから、もう5年延長したい、そういう議案になってほしいです。

民営化というのは危ないんです。我々はPFIで種々痛い経験をしています。二度とああいう経験はしてはならない。相手のやっている仕事をきちんと見聞するというリスクヘッジ、相手の法人の力量を見きわめるといふ、そういう手法を町役場全体に普及させたいんです。

私は、この指定管理者のはうまくいってて、大賛成でありますけども、これへの改善をしていただけるのかどうか、町長の御答弁を求めます。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

的確な御指摘をいただきましてありがとうございます。参考にして、今後、改善していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○竹林昌秀議員** 御期待申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 竹林議員の意見に真っ向反対するわけではありませんけれども、指定管理者制度そのものが、あんまりしゃくし定規にやっておれば、この中熊と次の議案については、一切せんということが起きたら、これは大変な状況に町としてはなるだろうと思います。だから、竹林議員の言う本音はわかりますけれども、実際の中でやろうと思ったら大変な状況になって、ほんならもう一切地元がせんといったら大ごとになるだろうと思っております。そういった意味では、本音はわかりますけれども、今後、過疎地域の運営について、ある程度、大まかなことにはしておかないと、これ、大変な状況になって、しゃくし定規に全部やられたら、多分、地元は受けんと思っておりますから、そういった部分では意見として聞きながら、現場の運用についてはおおようにできるような対応を多分つけると思っています。そういった中で、多分、受けてくれると思っておりますので、そういったことについては、本音と建前の部分をかみ合わせしながら、やはり地元を受け入れやすくするような部分で、竹林議員のあれはわかりますけれども、裏もあると言ったら調子悪いんですけれども、そういった弾力性のある運用をしていくべきであろうと、そういうふうには私は思っています。

今後、だんだんだんだん減ってしまって、運用できなくなる可能性も十分ありますので、それを含みおいて、竹林議員も言っていると僕は思っておりますので、ぜひ御理解をしていただきたいと思っております。以上です。

**○田岡秀俊議長** 答弁はいいですか。

答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 藤田議員さんの質問にお答えいたします。

藤田議員さんのおっしゃることももっともだと思いますので、十分地元の実情、事情等も勘案して考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 指定管理者条例とその同規則をよく読んでいただいたら、これこれ

の書類を提出せよと。ただし、事情により省略することができるとあります。だから、条例が出せと言っているところを書き出してもらって、これはこの理由により提出不要と、地元の信頼関係は要らないと、そう書いてくれたらそれでおさまるわけでありまして、よく、法務行政を指導する総務課長、力量を発揮して所管課を指導していただきたい。以上であります。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

例規に従いまして適正な運用を図っていきたいと心がけておりますので、よろしく願います。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第11号 下富家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第12号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について

○田岡秀俊議長 日程第19、議案第12号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第12号の中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について、その提案理由を申し上げます。

中熊下営農飲雑用水施設は、水道の未給水地域である中熊下地域において、県営中山間地域総合整備事業により、農業生産環境及び住民の生活環境の改善を図るために設置され

た町有施設であり、中熊下水道組合代表者、西岡信雄氏が指定管理者として管理を行っております。指定期間が、平成29年3月31日をもって終了することから、引き続き、中熊下水道組合を指定管理者として指定するものでございます。

中熊下水道組合は、中熊下地区の営農飲雑用水施設の管理運営に関し、適正な利用と保全管理、永続的な活用を図り、地域農業の振興と改善を図ることを目的として、受益者である地元住民により設立されました。

当初から、指定管理者として施設の保守点検、小規模修繕を長年にわたって行っており、豊富な経験を有するとともに、業務に習熟しているため、施設にふぐあいが生じた場合には、迅速な対応が期待できます。

組合設立の目的と役割、当該施設の設置目的と機能が一致しており、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができると思料する公共的団体に該当すると考えられます。

平成28年10月12日開催の指定管理者審議会において、中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者として、中熊下水道組合が適当であるとの判断が出ております。

以上の理由により、中熊下営農飲雑用水施設については、まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条の規定により、中熊下水道組合を指定管理者として指定するものでございます。

また、現在の中熊下営農飲雑用水施設の管理に関する基本協定においては、指定期間を10年としておりますが、当初は受益戸数14戸、受益人数35人であったものが、受益戸数11戸、受益人数25人にまで急激に減少しております。その上、高齢化も急激に進行し、平均年齢が72歳に達していることを考えると、数年後には施設管理方法を再考しなければならない可能性が高いと思われるため、新たに締結する基本協定の指定期間を、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものでございます。

改修及び修繕に要する経費の負担基準につきましては、現在、事業費が50万円以上は町が実施し、50万円未満は中熊下水道組合が実施することになっておりますが、組合の現状を考慮し、新たに締結する基本協定での負担基準を、事業費が10万円以上は町が実施し、10万円未満は中熊下水道組合が実施することに改めるものでございます。

なお、資料として基本協定案等を添付しておりますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** まあ、そう慌てんとゆっくりいきましょう。

町長の説明の中に、中熊下の水道状況についていろいろ説明がありましたけど、本当に50万円以下が10万円以下、人数も減ってますけど、町長さんの説明の中に出るかなと思ったけど、一月ほど前のニュースですか、外国から二十数名が琴南地区の雑用水施設の

視察に来ておりました。全国版で放送されたはずです。我々の地域において、やはり最近ちょっと言われました限界集落、どこでもありますけど、消滅集落という寂しいようなニュースもあったんですけど、やはり諸外国のほうからまんのう町の地域の飲料水施設、雑用水の施設を東南アジアの方が見に来て、感想文で、素晴らしい施設で、持ち帰って十分検討して、このような状態を帰って説明したい。政府の関係の方ばかりだそうです。偉い人ばかりが二十数名ほど来て、放送されました。

ですから、我々の奥の水道施設が、諸外国までやっぱりそれが飛んでおるといふ、非常にええニュースだったので、質問ではなくして、やっぱりそういう過程もありましたから、十分承知しとってください。以上です。

〔「質疑と違う」と呼ぶ者あり〕

**○三好勝利議員** 質疑と違う。どうでも判断したらええがな、それ。皆、要らんこと言うもんは、どうでも判断したらええがな。とりあえず、ええことやきん、言うただけじゃ。いかな取り消すきん。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員会に付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第12号 中熊下宮農飲雑用水施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第13号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

**○田岡秀俊議長** 日程第20、議案第13号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第13号の香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について、その提案理由を申し上げます。

三観衛生組合が平成29年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。

したがいまして、これらの協議について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第13号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## **日程第21 議案第14号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について**

**○田岡秀俊議長** 日程第21、議案第14号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第14号の香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について、その提案理由を申し上げます。

三観衛生組合が平成29年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第289条の規定により、香川縣市町総合事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。

したがって、この協議について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第14号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第15号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

**○田岡秀俊議長** 日程第22、議案第15号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第15号 平成28年度まんのう町一般

会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,699万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,668万6,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加分は上段の表に、変更分は下段の表にそれぞれ記載をいたしております。

第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、7ページ、第3表、債務負担行為をごらんください。

それでは、事項別明細書により歳入に関する主なものを御説明申し上げます。

13 ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金803万8,000円の補正は、中山間所得向上事業等の分担金の増額によるものでございます。

14 ページをお開きください。

第14款国庫支出金8,289万円の増額は、臨時福祉給付金給付費補助金を6,898万6,000円追加計上し、土木補助金である社会資本整備総合交付金を540万円増額、さらに、現年度河川災害復旧費補助金を800万4,000円増額したことなどによるものでございます。

15 ページをごらんください。

第15款県支出金2億2,464万5,000円の増額は、農林水産業費県補助金において、新規就農・農地集積事業補助金を2,092万円、中山間所得向上事業補助金を2億240万円、治山事業補助金を500万円増額したことなどによるものでございます。

16 ページをお開きください。

第16款財産収入1億6,388万4,000円の増額は、財政調整基金、子ども未来夢基金、地域振興基金などの運用利子1億4,388万4,000円の増額及び商品券販売収入において2,000万円増額したことによるものでございます。

17 ページをごらんください。

第18款繰入金において1億961万3,000円の減額補正は、財政調整基金繰入金を減額したことによるものでございます。

18 ページをお開きください。

第19款繰越金1億6,614万7,000円の補正は、平成27年度決算額確定により前年度繰越金を増額したことによるものでございます。

19 ページをごらんください。

第21款町債は3,100万円の増額です。これは、主に簡易水道統廃合事業債1,900万円の増額、県営中山間地域総合整備事業債1,900万円の減額、団体営推進事業

債2, 440万円の増額などによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

第1款議会費において34万8,000円の増額は、人事異動等による職員人件費の補正でございます。

21ページをごらんください。

第2款総務費405万7,000円の補正につきましては、主に職員人件費の補正であります。第15目支所及び出張所費で施設改修工事設計等委託料633万6,000円を減額いたしております。

23ページをお開きください。

第3款民生費7,963万4,000円の補正につきましては、主に職員人件費の補正であります。第1項第7目において、臨時福祉給付金給付事業費を6,905万2,000円追加計上しております。

25ページをお開きください。

第4款衛生費1,888万円補正の主なものは、第1項保健衛生費において、職員人件費補正のほか簡易水道特別会計繰出金を1,900万円増額しております。

26ページをお開きください。

第6款農林水産業費の増額補正2億6,573万5,000円の主なものは、第1項農業費において、職員人件費の補正のほか、第3目農業振興費において、新規就農・農地集積事業費を2,092万円増額し、第5目農地費において、団体営推進事業費、集落営農推進生産基盤整備事業など、土地改良事業費を合わせて2億3,907万9,000円増額いたしております。

さらに、27ページにあります林業費の治山事業費におきましても、1,070万円の増額補正をいたしております。

28ページをお開きください。

第7款商工費の3,030万円の補正は、職員人件費の補正のほか、商品券換金料を3,000万円増額しております。

29ページをごらんください。

第8款土木費の2,201万6,000円の補正は、職員人件費の補正のほか、第2目道路橋梁維持費において、維持補修事業費及び橋梁長寿命化修繕事業費合わせて2,136万円の増額補正をしております。

30ページをお開きください。

第10款教育費の1,751万円の減額補正は、主に人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

31ページをごらんください。

第11款災害復旧費1,964万6,000円の増額補正は、農地農業用施設災害復旧

事業費に294万6,000円、現年度河川災害復旧事業費に1,670万円それぞれ追加計上いたしております。

32ページをお開きください。

第13款諸支出金1億4,388万5,000円の増額補正は、第3項基金費において、主に積立金として財政調整基金を1,131万8,000円、子ども未来夢基金を1億321万6,000円、地域振興基金を2,934万円それぞれ増額いたしております。

なお、37ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** ちょっと一点だけ、自分の委員会でないので質問したいと思います。

30ページの社会教育費、公民館費の中で、四条公民館の修繕料ということで120万円計上されております。四条公民館についてはそんなに古くないという感覚を持っていますので、120万円もの修繕費は、どういう修繕料なのか、ちょっとそこだけ質問したいと思いますので、以上です。

**○田岡秀俊議長** 答弁、生涯学習課長、松下信重君。

**○松下生涯学習課長** 藤田議員さんの御質問にお答えします。

四条公民館の改修工事を以前したときに、一部のところが旧の施設が残っていた部分がありまして、そのところがシロアリにやられたところの修繕でございます。よろしく申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 今、課長の説明で十分わかりましたけれども、やはりシロアリというのは大変な状況だろうと思っています。質問した意味は、やはり新しい施設でありまして、その中の修理ということは大きな問題かなと思って、詳細については多分委員会で詳しくされたいと思いますので、それで了解したいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

**日程第23 議案第16号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算**

**(案) 第2号**

**○田岡秀俊議長** 日程第23、議案第16号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第16号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号について、その提案理由を申し上げます。

41ページをお開きください。

第1条第1項の事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、45ページの第1表をごらんください。

事業勘定の予算額に2,279万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9,490万円とするものでございます。

また、第1条第2項の直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の補正につきましては、55ページの第1表をごらんください。

直営診療施設勘定内科の予算額に92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,152万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書51ページをお開きください。

歳入では、第3款第2項国庫補助金は財政調整交付金を1,300万円増額し、第11款繰越金を979万5,000円増額しております。

52ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものを説明いたします。

第2款保険給付費では、一般被保険者高額医療費を652万9,000円増額し、第11款諸支出金では、償還金を1,506万2,000円増額いたしております。

次に、直営診療施設勘定内科の事項別明細書61ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金において、診療所管理運営事業基金繰入金を92万円増額しております。

62ページをお開きください。

歳出では、第1款総務費において、職員人件費を92万円増額しております。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

**日程第 2 4 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）  
第 1 号**

**○田岡秀俊議長** 日程第 2 4、議案第 1 7 号 平成 2 8 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第 1 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第 1 7 号の平成 2 8 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第 1 号について、その提案理由を申し上げます。

6 7 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出それぞれ 7 5 5 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 6, 9 0 5 万円とするものでございます。

事項別明細書 7 5 ページをお開きください。

歳入では、第 2 款第 1 目給水使用料を 7 5 5 万円減額いたしております。

7 6 ページをお開きください。

これに対する歳出では、第 1 款総務費において、人事異動などに伴う職員人件費の補正により 7 5 5 万円の減額をいたしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 7 号は、会議規則第 3 9 項第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 7 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 1 7 号 平成 2 8 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第 1 号についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 2 5 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号**

**○田岡秀俊議長** 日程第 2 5、議案第 1 8 号 平成 2 8 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第 1 8 号の平成 2 8 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号につきまして、その提案理由を申し上げます。

8 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出それぞれ 7 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 3, 4 1 0 万円とするものでございます。

事項別明細書 8 9 ページをお開きください。

歳入では、第 7 款繰越金において 7 0 万円を増額いたしております。

9 0 ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第 1 款及び第 2 款において、人事異動等による職員人件費として合わせて 7 0 万円増額いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 8 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 8 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 1 8 号 平成 2 8 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月6日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

**散会 午後2時38分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員